

平成22年度 第1回 芦屋市地域包括支援センター運営協議会 会議録

日 時	平成22年6月4日(金) 13:30~16:30
会 場	市役所北館2階 会議室3
出席者	<p>会 長 長田 貴 委 員 宮崎 睦雄・竹田 千里・船橋 久郎・信岡 史恵・山口 三七子 小林 正美・高橋 順子・加納 多恵子・塩川 吉美・磯森 健二</p> <p>地域包括支援センター</p> <p>芦屋市東山手地域包括支援センター 岡本 仲充・辻本 菜穂 佐野 晶子</p> <p>芦屋市西山手地域包括支援センター 末澤 靖教・杉島 美也子 梶田 節子</p> <p>芦屋市精道地域包括支援センター 赤川 俊雄・吉田 三幸 針山 大輔・小阪 明 田中 裕美・河口 真澄 西濱 茜</p> <p>芦屋市潮見地域包括支援センター 三原 満代・高戸 るみ 荒木 澄玲</p> <p>事務局 保健福祉部高年福祉課 安達 昌宏・永井 喜章・木野 隆・細井 洋海・吉川 里香 広瀬 香</p>
会議の公表	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開</p> <p><非公開・部分公開とした場合の理由></p>
傍聴者数	0人

1 議題

- (1) 平成21年度芦屋市地域包括支援センター運営事業報告
- (2) 平成22年度芦屋市地域包括支援センター活動計画について
- (3) 芦屋市地域包括支援センターあり方検討会議について(報告)
- (4) その他

2 資料

- 資料1 平成21年度芦屋市高齢者生活支援センター活動状況報告
- 資料1-2 平成21年度芦屋市基幹型地域包括支援センター活動状況報告
- 資料2 平成21年度高齢者生活支援センターの活動目標と成果
- 資料3 平成22年度の活動計画(西山手)
- 資料4 平成22年度の活動計画(東山手)
- 資料5 平成22年度の活動計画(精道)
- 資料6 平成22年度の活動計画(潮見)
- 資料7-1 平成21年度地域包括支援センター運営事業委託料の精算書(西山手)
- 資料7-2 平成21年度地域包括支援センター運営事業委託料の精算書(東山手)
- 資料7-3 平成21年度地域包括支援センター運営事業委託料の精算書(精道)
- 資料7-4 平成21年度地域包括支援センター運営事業委託料の精算書(潮見)
- 当日資料 地域包括支援センター委託料について
- 当日資料 芦屋市高齢者生活支援センターあり方検討会

3 審査（議）内容

上記の議題について事務局より報告，説明し，委員に意見聴取する。

開 会

(1) 平成21年度芦屋市地域包括支援センター運営事業報告

(事務局 吉川) 資料1, 1-2について説明。

(長田会長)

別紙1の新規相談で，民生委員，医療機関が若干増えてきている報告がありましたが，福祉推進委員や社会福祉協議会はどうでしょうか。民生委員と福祉推進委員を兼ねている方もいらっしゃると思いますが，この福祉推進委員と地域包括支援センターの職員の協働について何か課題はありますか。地域を担っている社会福祉協議会と地域包括支援センターは非常に大事なフォーマル機関と思いますが，連携を密にするなど，新規発見でシステム上非常に大事な経路となると思いますが，いかがでしょうか。

(事務局 細井)

地域ケア会議については，これまで地域包括支援センターが事務局を担っておりましたが，今年度からは社会福祉協議会に事務局が移行します。現在，これまでの，高齢者部門の地域ネットワークの領域を広げ，障がいをお持ちの方，あるいは子どもさんの問題なども複合的に対応するネットワークを広げることを目的として，事務局を移行し，現在活動を行っております。

今後は，ネットワークからパイプがつながり，相談経路の数字に反映されるのではないかと期待もっております。今後の数値に反映されるように，高年福祉課，地域包括支援センターも協働していきたいと思っております。

(長田会長)

次期の計画の際には，この結果を反映させたいという計画となると思いますので，よろしくをお願いします。

(加納委員)

質問いたします。資料1の相談調整内容について，精道の虐待相談が227と他に比べて多いですが，なぜでしょうか。

(精道)

虐待の対応については，一度対応が始まると，一回の相談で終わることはなく，何度も安否確認を行ったり，問題が複合している場合には高齢者だけではなく，その家族に関しても，対応する回数が増えるため，カウント数が増えてしまいます。また，精道高齢者生活支援センターが対応した件数が多いことから，数が多くなったと推測します。

(事務局 細井)

精道地区は，全体に占める割合が非常に高くなっています。また，精道高齢者生活支援センターは打出在宅介護支援センターからの相談も含め，総合的に全ての件数に対応していると理解していただけたらと思います。また，一度通報があがりますと，その対象者の方がお亡くなりになる，あるいは転出される以外は支援が終了しないと理解しております。そのため，一度でも通報された後は，その後も継続して対応していかなければいけないことから，累計としては右肩上がりになっている現状とご理解いただけたらと思います。

(長田会長)

質問の虐待の数字の内容は分かりました。では，地域別に数字を比べると差がありま

すが、地域性なのか虐待対応のネットワークの違いなのか、そういう点では何かありますか。

(事務局 細井)

数字の差につきまして、地域性等という因果関係等について分析はできておりません。地域性という言葉の孕む意味の危険性も十分考えないといけないと思っております。

(各地域包括支援センター) 資料説明

(小林委員)

取り組み成果について、各高齢者生活支援センターの成果が示されていますが、市と各センターとの連携について、市として、これから先を見据えた時の課題について捕らえられていることがあれば教えてください。

(事務局 細井)

全体の課題としては、高齢者生活支援センターの周知という面では課題があると考えております。しかし、18年から5年目になり、例えば、権利擁護支援に対して、どのように支援していったらよいか分からないという状況から、生活支援と権利擁護支援を別立てにすることが出来る等の課題整理がされてきた印象を受けており、行政と高齢者支援センターにおける虐待の対応時にはマニュアルを基に共通理解のうえで、フローチャートに沿った対応が出来る仕組みになってきたと思います。

また、兵庫県全体の課題でもありますが、介護予防プランの件数が非常に増えてきているため、三職種の方がそちらにも着手せざるを得ないような状況になっていることも課題と捕らえております。現在は各法人の中でご努力頂いている部分もあり、今後の協議により、より良い方向を考えていきたいと思っております。

総合相談窓口について、6箇所から4箇所になりましたが、総合相談窓口についても、さらに充実・発展し、多くの高齢者や福祉課題を抱えておられる方に対して、相談しやすい窓口として機能していけるよう、行政としてバックアップに努めていきたいと思っております。

「地域包括支援センター運営事業委託料の精算について」(資料 10-1~10-3, 当日資料 1)について事務局より説明。

(長田会長)

委託料等について事務局から、行政レベルで、事業所・委託を受けている法人から話がありますか。

(事務局 細井)

今回、対象経費と対象外経費に分けたことで、委託料の内訳が明確になったと思います。資料から、全ての高齢者生活支援センターにおいて、委託料に対する対象経費はマイナスとなっていないことが確認いただけると思います。また、委託料は、介護予防プラン作成を含んだ地域包括支援センターの業務としてお考えいただくことは、各法人にはご理解頂いていると思います。

今後は、センター長会議等で議論をしていく必要性も認識しておりますが、委託料と必要経費についてはプラスとなっていることは良かったと認識しております。しかし、介護予防プランの報酬が低く人件費の捻出に苦勞されている点では、報酬の低さの課題と捕らえております。

(磯森委員)

これは21年度ですが、22年度の委託料についての考え方を説明してください。

(事務局 細井)

今年度、各支援センターに職員を0.5名分増員の配置依頼し、委託料も各センターにつき350万円を上乗せしております。精道・潮見につきましては、 brunchの廃止に伴い一人分の人件費も上乗せし、各センターとも増額して委託しておりますことをご報告申し上げます。

2 平成22年度芦屋市地域包括支援センター活動計画について

「平成22年度の活動計画(資料3~6)」について西山手、東山手、精道、潮見より説明。

(小林委員)

各センターの22年度の活動計画で、新規の取り組みはありますか。

(東山手)

特段新たな事業ということでの取り組みはございませんが、ケアマネと民生委員との交流会やこれまでできなかった集会所での体操教室の実施を考えております。

(西山手)

昨年から、大きく変更はありません。地域ケアシステム構築業務では、事務局が移ったため、サポートする側になったことの変更や地域住民との顔の見える関係作りに努めます。

(精道)

具体的な活動内容というのは大きく変わっていませんが、一年間を通じて職員意識の変化があると思われまます。また、基幹的業務のスーパービジョンでは、各センターのスーパーバイザーの機能が果たせる体制作りをしていきたいと考えております。

(潮見)

昨年度と変わった部分では、浜風地区への出張相談を行うことです。また、権利擁護業務では、地域住民へ権利擁護、成年後見についての啓発活動を考えています。スーパーバイズ機能は今年度新たなこととして、今後の取り組みを考えていきます。新しい地域ができてきていることから、新しい自治会、管理組合へのアプローチを考えています。

(小林委員)

業務に新規項目が入り、業務量は増えていると思います。22年度の活動を、計画的に進めたいと思います。

(長田会長)

小林委員から、計画的な事業の遂行をということでしたが、状況を踏まえながら、達成状況の振り返りと検証を行ってください。

また、基幹型のスーパーバイズの支援は、各センターと基幹的業務を担う精道が、共有しながらやっていく必要があります。このことから、活動計画の中に、各センターが明記しておく必要があることではないかと思われまます。

3 芦屋市地域包括支援センターあり方検討会議について長田会長より報告

(長田会長)

この会は、支援センターの現場レベルの職員が課題を話し合い、どう解決していくのかを話し合っている会で、平成20年度から基幹型が先頭となってやってきました。何か質問等ございますでしょうか。

(加納委員)

社会福祉協議会の会長として一言発言いたします。これまでから、社会福祉協議会と協働であるとか、事務局が社会福祉協議会に移行したといわれています。私といたしましては、社会福祉協議会は事務局であり、サービスは事業所にお任せしたいと思っております。

社会福祉協議会の活動というのは限りがなく、事業所は専門性でもってサービスを考えてくださり、地域でのフォローや事業所でできない部分を社会福祉協議会が担い、民生委員や福祉推進委員、地域のボランティア、自治会などの団体と一緒に、支援できることを社会福祉協議会として見つけていきたいと思っております。

(長田会長)

社会福祉協議会と地域包括支援センターがどう繋がるか、重複していいと思いますし、その中での役割分担だと思います。

(加納委員)

今年度は社会福祉協議会でもやれる事をやる中で、整理ができていくと思っておりますので、整理がついて、新しい仕組みができるまではこのままでと思っております。皆さんと一緒にやっていかなければ、地域福祉は向上しないとも認識しております。

(事務局 安達)

高齢者部分については、基本的にはこれまで変わらないと思います。お互いの連携をとりながら、効果的・効率的に芦屋の福祉を高めていこうという考えで試行錯誤しながらやっていかなければならないと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

(加納委員)

そのことは、承知しております。

(長田委員)

ここから出発だと思いますし、意見交換が出来るのはいいことだと思います。

では、議事は全て終了いたしましたので、以上をもちまして本日の運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。

閉 会